

産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 30 日

新潟県知事 殿

提出者

住所 新潟県妙高市新工町1番1号

氏名 株式会社ダイセル 新井工場
執行役員工場長 池田信彦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0255-72-1591

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ダイセル 新井工場
事業場の所在地	新潟県妙高市新工町1番1号
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	化学工業
② 事業の規模	18,292百万円
③ 従業員数	443人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理體系図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状		【前年度（6年度）実績】								
産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	金属くず	ガラスくず類		
排出量	0.57 t	18,844.12 t	1,017.66 t	12.84 t	2.64 t	64.88 t	129.91 t	12.81 t		
産業廃棄物の種類										
排出量										
(これまでに実施した取組)										
生産状況に応じ、排水処理を最適に制御し余剰汚泥の発生を大幅に抑制できた。										
② 計画		【目標】								
産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	金属くず	ガラスくず類		
排出量	0.00 t	18,000.00 t	1,000.00 t	10.00 t	2.00 t	60.00 t	100.00 t	10.00 t		
産業廃棄物の種類										
排出量										
(今後実施する予定の計画)										
引き続き、生産に合わせて排水処理を最適に制御し汚泥の発生を抑制する。										

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状		(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
		各職場の廃棄物置場及びを工場全体の廃棄物置場の分別ルールについて、教育を実施して分別を促進した。それにより、再生利用量を増やすことができた。
② 計画		(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
		現状の継続及び、新規廃棄物が発生した場合も分別を徹底する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（6年度）実績】										
①現状	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	金属くず	ガラスくず類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00
産業廃棄物の種類										
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.00	t		t		t		t		t
(これまでに実施した取組)										
特に実施していない。										
【目標】										
②計画	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	金属くず	ガラスくず類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00
産業廃棄物の種類										
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00	t		t		t		t		t
(今後実施する予定の計画)										
実施予定なし。										

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（6年度）実績】										
①現状	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	金属くず	ガラスくず類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00	t	18,568.47	t	969.90	t	0.00	t	0.00
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.00	t	18,489.87	t	969.90	t	0.00	t	0.00	t
産業廃棄物の種類										
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00	t		t		t		t		t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.00	t		t		t		t		t
(これまでに実施した取組)										
可能な限り社内処理を実施した。 生産状況に応じ、排水処理を最適に制御し余剰汚泥の発生を大幅に抑制できた。										
【目標】										
②計画	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	金属くず	ガラスくず類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00	t	18,000.00	t	900.00	t	0.00	t	0.00
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.00	t	17,950.00	t	900.00	t	0.00	t	0.00	t
産業廃棄物の種類										
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00	t		t		t		t		t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.00	t		t		t		t		t
(今後実施する予定の計画)										
生産に合わせて、排水処理を制御し汚泥の発生を抑制する。										

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（6年度）実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	金属くず	ガラスくず類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00							
(これまでに実施した取組)									
実施していない。									
【目標】									
② 計画	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	金属くず	ガラスくず類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00							
(今後実施する予定の計画)									
実施予定なし。									

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（6年度）実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	金属くず	ガラスくず類
	全処理委託量	0.57	354.25	47.76	12.84	2.64	27.07	129.91	12.81
	優良認定処理業者への処理委託量	0.57	125.89	47.10	12.84	2.64	11.19	0.00	12.79
	再生利用業者への処理委託量	0.00	235.51	2.77	4.00	1.44	25.96	129.91	3.53
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00	0.00	0.58	0.00	1.44	0.00	0.00	0.00
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00	6.95	43.75	0.00	0.00	0.45	0.00	0.00
	産業廃棄物の種類								
	全処理委託量								
	優良認定処理業者への処理委託量								
	再生利用業者への処理委託量								
	認定熱回収業者への処理委託量								
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量								
(これまでに実施した取組)									
<p>可能な限り社内処理を実施し、委託処理を抑制した。 リサイクル可能な廃棄物を積極的に再生利用業者へ委託した（保温材、焼却飛灰）。 さらに、23年度は蛍光灯以外のガラス屑もリサイクルを実施した。 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し書面による契約を実施した。</p>									

② 計 画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	金属くず	ガラスくず類	
	全処理委託量	0.00	350.00	45.00	10.00	2.00	25.00	100.00	10.00	
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00	120.00	45.00	10.00	2.00	10.00	0.00	10.00	
	再生利用業者への処理委託量	0.00	230.00	2.00	5.00	1.00	25.00	100.00	5.00	
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00	5.00	40.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	産業廃棄物の種類									
	全処理委託量									
	優良認定処理業者への処理委託量									
	再生利用業者への処理委託量									
	認定熱回収業者への処理委託量									
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量									
	(今後実施する予定の取組)									
	<p>リサイクル可能な廃棄物の処理委託量を順次増やしていく（保温材、焼却飛灰、ガラス屑）。 引き続き、リサイクル可能な委託先を探していく。 可能な限り優良認定処理業者から委託先を選定する。 熱回収が可能な廃棄物については、熱回収業者へ処理委託を検討する。</p>									
	※事務処理欄									

第 1 面 産業廃棄物の一連の処理の工程 について

- ・ 燃え殻
 - ・ 処理業者へ委託 → コンクリート固化後埋立
- ・ 汚泥
 - ・ 自社で中間処理（脱水→焼却） → 処理業者へ委託（コンクリート固化又はセメント原料化）
 - ・ 再生処理業者へ委託 → 路盤材などとして再資源化
 - ・ 処理業者へ委託 → 焼却処理（熱回収）
 - ・ 処理業者へ委託 → 焼却処理
 - ・ 処理業者へ委託 → コンクリート固化後埋立
- ・ 廃油
 - ・ 自社で中間処理（焼却） → 処理業者へ委託
 - ・ 再生処理業者へ委託 → 潤滑油として再資源化
 - ・ 処理業者へ委託 → 焼却処理（熱回収）
 - ・ 処理業者へ委託 → 焼却処理
- ・ 廃酸
 - ・ 処理業者へ委託 → 中和処理あるいは焼却処理（熱回収）
- ・ 廃アルカリ
 - ・ 処理業者へ委託 → 焼却処理（熱回収）
- ・ 廃プラスチック類
 - ・ 自社で中間処理（焼却） → 処理業者へ委託
 - ・ 再生処理業者へ委託 → R P F として再資源化
 - ・ 再生処理業者へ委託 → 破碎後ガス化熔融処理にて再資源化
 - ・ 処理業者へ委託 → 焼却処理（熱回収）
 - ・ 処理業者へ委託 → 焼却処理
 - ・ 処理業者へ委託 → 破碎・選別後埋立
 - ・ 処理業者へ委託 → 埋立
- ・ 木くず
 - ・ 再生処理業者へ委託 → R P F として再資源化
- ・ 金属くず
 - ・ 再生処理業者へ委託 → 金属原料として再資源化
- ・ ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
 - ・ 再生処理業者へ委託 → 蛍光灯などとして再資源化
 - ・ 処理業者へ委託 → 破碎後埋立
 - ・ 処理業者へ委託 → 埋立

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び役割

産業廃棄物処理責任者	新井工場の廃棄物の処理に関する業務が適切に行なわれるように指導監督を行なう。 廃棄物処理計画の作成 廃棄物管理状況・処理状況の把握 処理業者の調査・選定及び委託契約の締結 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の管理 監督・官庁への各種報告 処理業者との処理日程調整 社員、関連会社に対する教育・啓発 廃棄物に関する各種事項の決定 廃棄物管理規程の作成、見直し、改廃
特別管理産業廃棄物管理責任者	新井工場の特別管理廃棄物の処理に関する業務が適切に行なわれるように指導監督を行なう。 特別管理廃棄物管理状況・処理状況の把握
産業廃棄物処理施設技術管理者	当該処理施設の維持管理に関する技術上の管理及び作業員の監督を行なう。 (焼却施設、中間処理施設、最終処分場)
部門産業廃棄物管理責任者	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付 部門内の廃棄物保管・処理状況の管理 廃棄物集積場の点検

